

千葉市歩行空間のベンチ設置計画(改定版)

概要版

1 改定の背景及び目的

■現状

本市では、平成31年4月にベンチ設置の基準や目標を定めた「千葉市歩行空間のベンチ設置計画」を策定し、駅前広場および生活関連経路への道路管理者によるベンチ設置のほか、ベンチの寄贈などにより、民間の活力を活かすことでベンチの普及を促し、道路利用者に快適な空間を提供するとともに、高齢者などにも優しいまちづくりの形成を目指し、ベンチの設置に取り組んできました。

令和6年度までの6年間で、駅前広場については、バス事業者と調整を行い、設置可能と判断した23駅のバス停に71基の設置が完了し、生活関連経路については、110基を設置しました。

また、寄贈により 2基のベンチが設置されております。

■課題

駅前広場以外のバス停留所へのベンチ設置について要望が多いものの、設置が進んでいない状況であります。

2 改定の視点

① バス待ち環境や道路利用者の利便性の向上

バス待ち環境や道路利用者の利便性の向上、高齢者などの外出支援を目的に、バス利用者や道路利用者の誰もが利用できる休憩施設として駅前広場以外のバス停留所にもベンチを設置します。

② 「道路のバリアフリー整備計画」の策定に伴うベンチ設置箇所の追加更新

「道路のバリアフリー整備計画」の策定に伴い、バリアフリー化を促進する地区が新たに追加されたため、これまでの対象地区を含め設置箇所の更新を行います。

なお、バス路線のある生活関連経路については、バス利用者も使いやすいように、バス停のある位置に優先して設置します。

③ まちづくりに関する計画等への配慮

まちづくりに関する計画等を踏まえ、ベンチのデザインや配置等について、地区の特性に応じた弾力的な検討を行えるようにします。

3 ベンチ設置の推進に関する方針

【ベンチ設置の対象箇所と整備目標】

- ・計画期間は、令和7年度～令和12年度(6年間)
- ・歩行者などが安全にすれ違いできる歩行空間を確保し設置することとしています。

①駅前広場の利便性向上【駅前広場】

駅前広場は、交通結節点機能や都市の広場機能等を有していることから、道路利用者の利便性やバス待ち環境の向上を目的とし、市が積極的にベンチ設置を推進します。(令和2年度完了)

②主要な駅から公共施設等へ向かう歩道上の休憩施設の充実【生活関連経路】

主要な駅から目的とする公共施設等まで、歩いて移動する途中での休憩を目的にベンチを設置するため、生活関連経路の歩道、交差点及びバス停留所において、市が設置を行うほか、企業などから積極的に寄贈を受け入れることでベンチの普及を目指します。(令和7年度～令和12年度の6箇年程度)

③バス待ち環境の向上・高齢者などの移動支援【生活関連施設近辺のバス停留所】

バス待ち環境や高齢者などの外出を支援し、病院などの生活関連施設から高齢者が無理なく移動できる範囲にあるバス停留所を対象に、市が設置します。(令和7年度～令和11年度の5箇年程度)



④地域に密着したベンチの普及【その他の道路】

①・②・③に該当しない箇所におけるベンチの設置は、地域の活性化や賑わい創出等のため、企業等の寄贈によりベンチの普及を目指します。

4 バス停留所(生活関連施設近辺)への設置

高齢者などが地域で安心して暮らすための外出を支援するため、日常生活に欠かせない生活関連施設近辺のバス停留所にベンチを設置します。対象は、ベンチに座った状態で歩道の有効幅員が2.0m以上で、移動支援の対象とする病院などの生活関連施設から無理なく移動できる範囲である300m以内のバス停留所とします。

【設置対象の生活関連施設】

- ・病院、診療所
- ・大規模商業施設、スーパー
- ・その他(金融機関、郵便局、保健福祉センター、いきいきセンター、いきいきプラザ)

【設置の優先順位】

①「優先順位A」
設置の対象とする生活関連施設の中での優先順位を定める。

②「優先順位B」

隣接する優先施設の数により優先順位を定める。

1:5施設以上 2:2～4施設 3:1施設

高	優先順位A	生活関連施設	計画基数	優先順位B	生活関連施設の数	計画基数
	1	病院・診療所	202基	1	5施設以上	63基
				2	2～4施設	104基
				3	1施設	35基
	2	大型商業施設・スーパー	52基	4	5施設以上	—
				5	2～4施設	24基
				6	1施設	28基
	3	その他の施設	12基	7	5施設以上	—
				8	2～4施設	—
				9	1施設	12基
低	計	266基		266基		

※その他のバス停留所については、従前どおりバス事業者や地元自治会による「千葉市公共交通利用促進等支援事業補助金」の活用や、企業等の寄贈によりベンチの普及を目指します。

※ベンチの設置にあたってはバス事業者や地域住民と協議を行います。

5 ベンチ設置対象箇所

千葉市バリアフリーマスタープラン策定に伴う、移動等円滑化促進地区の設定により、新たに対象地区が追加されたため、これまでの対象地区を含め設置箇所の見直しを行いました。

※バス事業者や地域住民との調整、現場環境等を考慮し、設置箇所の見直しを行うことがあります。

改定前後の計画基数

		改定前	改定後		
		計画基数	計画基数※	設置済 (令和6年度末)	設置予定
①駅前広場		122	71	71	0
②生活関連経路	一般歩道部	365	145	110	35
	バス停留所		115	0	115
③バス停留所	生活関連施設近辺	-	266	0	266
④その他の道路	寄贈	-	-	2	—
合 計		487	597	183	416